

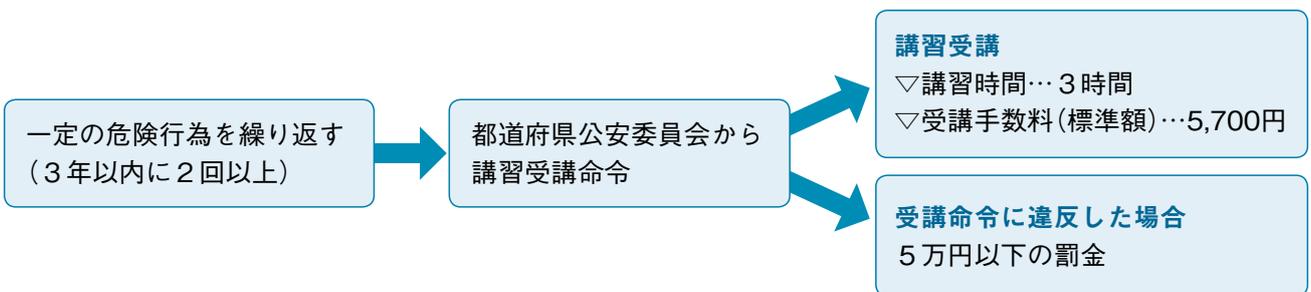
平成27年6月から、道路交通法が一部改正されました

自転車の運転中に信号無視など一定の危険行為を繰り返すと 「自転車運転者講習」を受けることになります！

●講習の対象となる一定の危険行為(14項目)

- 信号無視
- 歩行者用道路における車両の義務違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 交差点安全進行義務違反等
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 歩道通行時の通行方法違反
- 酒酔い運転
- 通行禁止違反
- 通行区分違反
- 遮断踏切立入り
- 交差点優先車妨害
- 指定場所一時不停止等
- 制動装置不良自転車運転
- 安全運転義務違反

●「自転車運転者講習制度」の流れ



●自転車が加害者になることも…もしものときに備える“自転車保険”

ここ数年、自転車が加害者となって多額の損害賠償を支払うことになった事故が増えています。未成年者の事故の請求先は保護者になります。もしものときに備えて、自転車保険への加入を希望する方は保険会社等へお問い合わせください。

【自転車保険には次のようなものがあります】

▽自転車保険 ▽学生向けの総合保険 ▽火災保険・自動車の任意保険の特約 ▽TSマーク付帯保険 など

例えばこんなケースも…自転車事故による損害賠償の事例

【男子小学生の場合(事故当時5年生、損害賠償額約9,500万円)】

60歳代女性が道路を歩行中、下り坂を自転車(時速20～30キロメートル)で走行してきた男子小学生に衝突された。女性は頭蓋骨を骨折し、意識不明の状態が続いている(平成26年2月現在)。

自転車 安全利用五則

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

自転車は“車両”です！
自転車に乗るときは、交
通ルールを守り、これらの
ことを遵守しましょう！

●問い合わせ

防災原子力安全課防犯・交通安全担当(☎282-1711 内線1522)

